

まして、当市はより健全だと、こゝろに私は言えると思います。

欲を言えば、都下二十六市の税収を見てみますと、これは福生市は十九番目です。九五・七%の実績が出ておりましたが、もう一層のこゝろ税収については努力をしていただきたい。また二十一世紀に向う後十五年しかございません。高齢化社会あるいはさういふ高度情報化社会が確実に、急速に環境の変化をもたらすことは言うまでもないことであります。

賢明な理事者におかれましては、これらの対応策を研究する場所をぜひつくっていただいて公共の福祉という名のもとに、ぜひ御活躍をしていただきたい。このことを御要望いたしまして賛成討論とさせていただきます。以上です。(拍手)

○議長(森田治男君) 以上で討論を終わります。

これより議案第八十号について起立により採決いたします。

本会に対してする委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本会は、委員長長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立多数であります。よって議案第八十号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長(森田治男君) 日程第三 議案第八十一号 昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本会に対しては、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がございましたので議案第八十一号 昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について審査報告とその審査

概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

議案の説明は省略し、直ちに質疑に入りました。

歳入について、委員より、保険税の収入未済の最高額二十五万円の件数と最低

額の件数及び不納欠損について質疑があり、理事者より、収入未済額のうち限度額二十五万円の世帯は二件、最低は二百六十円で一件、不納欠損は三件との答弁がなされました。

また国庫支出金の国庫補助金のうち調整交付金の今後の見通しについて。また調整交付金のうち保険税軽減費などのうち。さらに繰入金で三数年繰入金九千二百万円で来ているが、二十六市中順位及び被保険者の一人当たりの額について質疑がなされ、これに對して調整交付金の中で軽減費交付金としての歳入は四百七十三万三千円である。①繰込みの特別調整交付金は三千四百三十四万円の歳入として入っている。五十九年度は十月に②の實施による国庫の補助率の変更があり、財源的に各保険者の財政に影響を及ぼすためショック緩和的の意味で、過少であるが調整交付金が入っている。六十年度についてははっきりしていないので国保財政にこれがどのように影響を及ぼすか心配している。

繰入金は六十年度当初予算で二十六市の状況を見ると、福生市は下から七番目である。一人当たりの単価は五千六百九十七円。二十六市平均は七千八百十六円と答弁がなされました。

委員より、五十九年度保険税は最低幾らか。また収入未済の全体の件数と不納欠損三件のそれぞれ保険税の額を教えてほしい。また調整交付金についてはぜひ出していただくよう努めてほしいと要望がありました。

理事者より、繰入金一人当たりの額の最高は、小金井市で一萬二千七百五十二円である。最低は秋川市の八百五円であり、不納欠損の三件の額は二万二千八百三十円、一万七千三百二十円、八千三百七十円である。また、税の一番低い額は均等割と平等割を付加するが、均等割二千五百二十円、平等割三千八百四十円である。未済件数は現年度で一千三百二十四件、滞納繰り越しは一千二件であるとの答弁がなされました。

委員より、限度額二十五万円の五十九年度で何件あり、最低は何件かとの質疑に對し、答弁として、限度額世帯は五十九年度三百七十九世帯であり、税の最低額の件数は一千六十七世帯であるとの答弁がなされました。

また委員より、保険者については、滞納しているため郵送していないものがあると思うが、その件数は何件か。審査意見書のうちで不納欠損についてもう少し説明してほしい。また不納欠損についてどうような対応することとを尋ねているが、それと、三件の不納欠損の理由を知りたい。

滞納繰り越しの徴収率三二%というのは近隣と比較

してどのような数字になっているかとの質疑に対して、保険者の切りかえは二年ごとである。税の徴収実績がなかなか上がらないので、未納の方には窓口に来てもらうように通知する。不現住の状況を確認して窓口で会えれば、今後の納入計画も立ててもらえるという事で、一部郵送、一部呼び出しという形になっている。最終的には手元に届けなくてはならない法的な決まりがあるので、全部郵送するが戻ってきてしまう分が二百件程度あり、これはその後実態調査を行う。

不納又損の理由としては、時効が二件、他の社会保険に加入が一件あり、過去には不納又損の額が多かったが、五十五年に零にして時効が五年になったので、五年間累積されている未収金の額が膨らんだが、やはり不納又損は少なくなった。未収金についての対策は、出納閉鎖期間に集中的に訪問徴収を実施しており、今年度も積極的に収納対策を立てて実施したい。

滞納繰り越しの収納率の二十六市平均は、五十九年度は二六・二九%である。

福生は上から四番目で、最低は国五で一六・五一%であるとの答弁がありました。

委員より、保険についてはこちらと払って使うのが本来の姿であり、滞納し、払わない者でも医療機関にかかれるようなら払わなくてもいいんじゃないかという苦情が出ないよう

気をつけてほしい。未納で窓口に来てもらった方以外についての保険者の発送はいつか。時効は五年になっているかとの質疑があり、答弁として、正直な方は不適當な扱いを受けないよう配慮している。保険は四月一日から効力を発するので、前年度中の三月いっぱいまでに発送を終わらせる。税の未納分が一千件程度あり、窓口に来る方はそのうち三割程度で、郵送して戻ってきた分を回送するので五月末ごろになる。時効は五年であり、五十五年から六十年のことというわけで時効が完成するが未納の中で五年目に中絶しているものがあり、五十五年度の残りが五十三件ある。これは時効で落ちていくので時効完成に持っていくという形で収納していきたい。

また、委員より、来年度、五十三件の不納又損が出ることになるので極力全部収納できるように努力してほしい。二百件戻ってきた保険証があるという事だが、この理由は何かとの質疑があり、戻ってきた保険証については(退)等で事務が複雑化し、わかる範囲では出ているが、全く確認できていない部分もあり、現在、調査継続中であるとの答弁がなされた。

そして歳出についての質疑に入りました。

老人保健拠出金で老人医療が劣悪になる前と現在ではどのくらい差があ

る。保健施設費、八千五百円の件数を教えてほしいとの質疑に対し、拠出金は全く概算で精算という形で二年サイクルで来る。福生の場合、対象者の数が全国平均より少ないということで調整率を掛けており、その調整率が五十九年度は二・〇二五四、その分が若干の持ち出しになっているが、これは全国の医療費加入者が出て初めて精算という形になる。保養施設の五十九年度利用状況は、大人五人、子供一人である。六十年年度から施設を全国的に拡大して実施しており、六十年年度の実施状況はかり前年を上回っているとの説明がなされました。

委員より、老人保健拠出金で調整率一・〇二五四というのは額にしたとれくういかとの質疑があり、百万五千八百十円であるとの答弁がありました。

委員より、高額療養費の件数と、最高でどのくらいの金額かとの質疑があり、件数一千四十三件で、最高は四十七万五千六百六十円、最低は六百六十円との答弁がなされました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決をすべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告により御決定くださいますようお願い申し上げます。審査

報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十一号について採決いたします。

本案に對する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は、委員長

の報告のとおり認定されました。

○議長(森田治男君) 三時二十五分まで休憩いたします。

午後三時八分 休憩

午後三時二十五分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第四議案第八十二号 昭和五十九年度福生市老人保健医療特別会計
決算認定についてを議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を
願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がござりましたので議案第八十二号 昭和五十九
年度福生市老人保健医療特別会計 決算認定について審査報告とその審査概
要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

議案本の説明は省略し、直ちに質疑に入りました。

まず委員より、審査意見書のうちの反論の基金交付金が前年度比二二・六%

増になっているが、このうち医療費分がどのくらい増えているか。また医療諸費で
不用額が約五千五百万円もあるが、受診率はどのくらいかとの質疑に對しまして、
理事者より、医療費は前年度比九・二%増で、金額として六千五百五十六万四千
百四十九円の増となる。対象人員としては延べ二万二千二百八人で、前年度比
七%ほどで千四百四十五人ふえている。医療諸費の不用額は当初予算で一
当たり医療費三万三千三百三十三円見込んだが、決算上では二万八千八百六十二円
千二百七十一円の減となり、受診件数は二万六千二百二件を見込んだが、決算で
は二万五千二百七十七件で九百八十五件の減となり、受診率は一・三%で、前年に比
べて〇・〇七%の増であるとの答弁がなされました。

また委員より、老人医療の対象人員が前年に比べて千四百四十五人の増だ
が、対象人員は今後ともこの程度ふえていくのか。また福生の受診率は二十六
市と比較してどうかとの質疑に對し、理事者より、人員は増加傾向にあり毎年
五%伸びると推定している。二十六市平均は一・三四%で、福生市は二十六市中
で二十三位である七百の答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原
案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告により御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第ハ十二号について採決いたします。

本会に対して委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長が報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第ハ十二号は、委員長

の報告のとおり認定されました。

○議長(森田治男君) 日程第五 議案第ハ十三号 昭和五十九年度福生市福生

都市計画事業福生工地区画整理事業会計決算認定についてを議題といたします。

本会については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございましたので議案第ハ十三号の審査報告とさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書目の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書目) 別添参照

本会には昭和五十九年度福生市福生都市計画事業福生工地区画整理事業会計決算認定でありまして、理事者からの説明を省略して質疑に入りましたところ、委員より、この会計については順調に整備の方へ進んでいるかとの質疑があり、理事者より、五十八年度に東口を終わり、五十九年度から清算事務に入り、東口については順調に清算の徴収交付等が行われており、六十年年度から六十四年度まで徴収のみが残っている、それほどの額ではないので順調に推移するものと思ふとの答弁が

ありました。

また、委員より、金額としてはわずかなが、雑入の千五百七円の収入未済は
どういふ形で出たものかとの質疑があり、理事者より、これは加美甲分が五十九年度
まで残っていたもので、現年度分が三千五百六十九円、過年度分として七百三百三十
八円を合わせた額であるが、一件だけ離婚同然の状態で、奥さんは何となく突き
とめたが、主人の行方がわからない状態にある関係で未収というところになっているとの答
弁があり、また、委員より、そのことについて見通しはどうかとの質疑があり、理事者よ
り、何とか奥さんからいただけるように今後も説得を続けていくとの答弁がありました。
委員より、不納又損処分までの期間はどういうのであるかとの質疑があり、理事
者より、三年間ほど督促という努力をし、その後段階で滞納処分をするかどうか判断
をしたという答弁があり、委員より、その年度は、この場合、いつまでかとの質疑があり、
理事者より、六十一年度であるとの答弁がありました。
その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり認定すべきものと決
定した次第であります。

何とぞご当委員会報告のとおり御決定くださいますようをお願いを申し上げます。

審直報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第八十三号について採決いたします。

本案に對する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本会不決、委員長長の報告のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。

よって議案第八十三号は、委

員長の報告のとおり認定されました。

○議長(森田治男君)

日程第六、議案第八十四号、昭和五十九年度福生市下水
道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本会については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございしたので議事録第八十四号の審査

報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議事録審査報告書目) 別添参照

本会、昭和五十九年度福生市下水道事業会計決算認定でありまして、理事者からの説明を省略して質疑に入りました。

委員より、水洗化普及に要する経費において下水道の供用開始率が一〇〇%近く進んでいるが、今後、この普及についてどのような考えをお持ちなのかの質疑があり、理事者より、下水道の供用が開始されると下水道法の第十二条による排水設備については一年以内、また第十二条による水洗便所の改造については三年以内という義務づけがあり、それができない場合には下水道法等では罰則もあるが、また先進市では普及及び促進のための相談員と公利害関係で紛争等がある

る場合の調定をする人等と、そういふ仕組みをつくってやっていると言いますが、当中としてはそういふことも検討しながら粘り強く本入の意欲を喚起する方向で努力していきたいとの答弁がありました。

委員より、この普及については努力しているとの話であるが、そのうち受益者負担金の現年度分の収入未済額は調定額に対して七%であり、滞納繰越分が調定額の五百三十二万円に対し、収入未済が三百十五万八千円ということで、このことは普及率との関連がどうかあると思うが、どうしてこんなに収入未済が生じるのかとの質疑があり、理事者より、これは前年度と比較すると前年度が五〇%で落ちてきている現状であるが、その理由としては年々大きく面積を付加していく中で対象になる範囲がまだほうぼう多くなってきたことから収入率が落ちてきたのではないかと思うが、今後、さらに収納率を上げるため頑張りたいとの答弁がありました。

また、委員より、受益者負担ということは現年度分にして過年度分にしてこれを納めないことには下水道は引けないか。また罰則の内容と適用を受けた例が当中にあるか伺いたいとの質疑があり、理事者より、受益者負担金

制度そのものの意味として、下水道の供用が開始された場合の下水道法で明記されている水洗化につながる改造義務は切り離してやっていくので、受益者が納めなければつながらないということではないとの答弁があり、また罰則の内容については、下水道法の第四十八条に水洗化は三年以内の義務期限内にしなければならぬ場合、その前に改造命令を発するわけだが、それにも従わない場合については二十万円の以下の罰金がある。また、その適用を受けた例については過去にはないようであるとの答弁がありました。

委員より、いずれにしても、現実には受益者負担の制度があるのであり、また負担金の公正を失わずにこういった点については徴収するように努力していただきたいとの要望がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十四号について採決いたします。

本案に對する委員長長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十四号は、委

員長の報告のとおり認定されました。

○議長(森田治男君) 日程第七 議案第八十五号 昭和五十九年度福生市受

託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございましたので議案第八十五号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本委員は、昭和五十九年度福生市受託水道事業の決算の認定でありまして、理事者からの説明を省略し、質疑に入りましたところ、委員より、年間総配水量が六百四十六万五千トンで有収比率が八六・〇六％ということだが、現在、この有収比率は対前年度比にどれくらい改善されているかとの質疑があり、理事者より、漏水調査などを行って努力しているが、五十九年度は八六％、五十八年度は八六・二％の有収率で、結果的には改善されてないという現状であるとの答弁がありました。

また、委員より、漏水調査委託料が四百八十五万円も出ているにもかかわらず、有収率については上がっていないのはどうしたことかとの質疑があり、理事者より、漏水調査については毎年高額な金額をいただき調査しているが、五十九年度において

は、配水管について延長五十六キロを調査してカ所ほどの漏水発見箇所があり、給水管については二万九百件ほど調査し九十八カ所ほど発見され、それを修理したが、なおかつ有収率が上がらないのはまだ発見されていない箇所もあるということに理解されたことの答弁がありました。

委員より、水道事業が始まって二十年以上経過するが、古い管が埋設されたままになっている箇所はあるかとの質疑があり、理事者より、現在は鑄鉄管関係が七万六千メートルに對し、石棉管が全体で四万一千メートル程度の比率に変わってきているが、当時は鑄鉄管においてもメンテナンスの工法がなくてびた水が出るという欠点があり、そういうことのない石棉管が使われていたが、反面、折れやすい欠点があり、特に石棉管のつなぎ工法であるカラージョイントの場合、木の根がパッキング部分に入りやすいということと古い石棉管は漏水の一つの大きな原因になるかと思ふとの答弁がありました。

また、委員より、建設改良費など都へもつと要求し、そういう管を切りかえるなどし、今後、こういった面の業務に力を入れていただきたいとの要望がありました。また、委員より、最近、河川から引く水についてお金を取るといふ話があるが、